

シンポジウムでは日本のODAがこれまで果たしてきた平和構築の成果をふまえつつ、国連、国家、市民社会の将来的な役割と協働のあり方を見直していきます。特にフィリピンのミンダナオ紛争、バングラデシュのチッタゴン丘陵紛争の事例から、国家が政策的に先住民族やマイノリティ社会を弾圧してきた

「慢性的な低強度の紛争」に対して、私たちは今後どういったかかわりができるのか、国連、国家、ODA機関、市民社会がどういった協働をすべきなのかを探ります。



トランスナショナルに平和を考える視座 Elsa-Stamatopoulou

一部だけにスポットがあたりやすい平和構築活動に、慢性的した紛争や民族対立の存在に注意を喚起する

国内紛争は各国の解決能力に委ねることが多くなったが、グローバル社会の中でどこまで外部の組織が「働きかけ」することが許されるのか

日本政府、ODA機関の平和構築の振り返りと課題の整理

平和促進・構築における国連、国際組織、ODA機関、市民社会の新たな役割分担を提示する



●基調講演

これまでの平和構築言説の意味 これから平和構築 なぜかかるのか どうかかるのか 誰と協働するのか

●パネルディスカッション

人権侵害の一端は、国家機関によるものであり、多くは民族的差違を利用して発生しており、今も世界各地に根強く残っている

これまでの平和構築言説の意味

問題解決のため、一部の市民グループが努力してきたこと、特に国連機関がこれまでしてきたこと

国家機関、ODA機関、NGOのそれらの平和構築におけるこれから役割を示唆する

これまでの平和構築言説の意味

日本政府やODA機関と課題の整理

フィリピンのミンダナオ、アフガニスタン、バングラデシュのチッタゴン丘陵などの事例

グローバル社会の進展により平和促進のための「働きかけ」はどうまで許されるのか

慢性的化した紛争に対して、今後どういった対応が必要なのか。また国連、国家機関、ODA機関、市民グループの役割はどうあるべきか



木村真希子 (あべ としや)

2001—2005年にインドのジャワーハルラル・ネルー大学に留学、博士号取得。インド北東部のナガランドやアッサムなどの民族運動を研究する傍ら、国連を中心とする国際的な先住民族運動に関わる。

2007—2011年、明治学院大学国際平和研究所助手。
現在、大学非常勤講師、市民外交センター副代表、ナガ・ビース・ネットワーク世話人の一人。

阿部俊哉 (あべ としや)

独立行政法人 国際協力機構 経済基盤開発部
イギリスのイースト・アングリア大学大学院にて農村開発を学び修士号取得。1993年にJICA入社。1998年から2001年までJICAパレスチナ事務所勤務。パレスチナ、イラク支援担当を経て、2007年から2010年まで国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)で難民問題に対する開発支援を担当。2010年よりJICA公共政策部平和構築課長。2012年より現職。

著書に『パレスチナ紛争と最終的地位問題の歴史』(2004年、ミネルヴァ書房)。

●司会 ジュマ・ネット運営委員

長谷部貴俊 (はせべ たかとし)

日本国際ボランティアセンター事務局長。大阪大学大学院人間科学研究科・准教授。専門は東南アジア研究。主にフィリピン南部の紛争地を中心に研究をしている。

著書に『女性が語るフィリピンのムスリム社会・紛争・開発・社会的変容』(明石書店、2002年)、主な論文に『フィリピン南部ムスリム社会の人権侵害: アジアの人権ガバナンス』(勧業書房2011年)などがある。

●パネリスト

石井正子 (いしい まさこ)

Northeastern University (ニューヨーク) 教授。アテネ・ロト・スクール卒業後、23年に亘り国連の様々な機関で人権問題に取り組んできた。

2003—2010年まで国連先住民族問題常設フォーラム事務局長を務め、国連初となる「世界先住民族白書」(2010年)を監修した。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

●パネリスト

コロンビア大学(ニューヨーク)教授。アテネ・ロト・スクール卒業後、23年に亘り国連の様々な機関で人権問題に取り組んできた。

2003—2010年まで国連先住民族問題常設フォーラム事務局長を務め、国連初となる「世界先住民族白書」(2010年)を監修した。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。

著書は『The Universal Declaration of Human Rights: 50 Years and Beyond』(-1998)、『Cultural Rights in International Law』(2007)など。

2011年より現職、および国際チッタゴン丘陵委員会の共同代表、複数の先住民族団体の評議員を務める。